

# 再燃火災

[火災鑑定]

K4-17 2008.05→2009.03→2018.08/31

火災調査探偵団

日本国内の消防活動では、細心の注意を払うべきこととして「再燃火災」がある。日本家屋の構造は、組み込みの柱・壁間や上下階の隙間・藁の畳・綿の蒲団など、残り火が存在する空間や材料が多く再燃しやすいものとなっている。さらに、再燃火災は、発見通報等の遅れを招き、火災規模が大きくなりやすく、近隣者の強い不安を招くものになってしまう。これらのことから、再燃火災をどのように捉えるかは、火災鑑定の重要な課題である。

## Recurrent fire

In the japan domestic firefighting activities, there is "Recurrent fire" as a matter of utmost care. The structure of Japanese houses is such that many empty space and materials such as built-in pillars, walls and upper and lower floor gaps, straw mats and cotton futon are more likely to rekindle. In addition, the re-burning fire causes delay in discovery notification etc., the scale of the fire tends to become large, which will cause neighboring people's strong anxiety. From these facts, how to grasp "Recurrent fire" is an important task of fire appraisal.

## 再燃火災を考える

消防の世界で、「再燃火災」と言うと「再燃火災防止対策」となって帰ってくる。

その対策は、火災現場での熱赤外線温度計測、残火処理の留意事項別対応、チェック表、説示書の交付、さらに、ポンプ車の巡回監視などである。しかし、そのような「対策」を講じても再燃火災は発生する。

消防職員が一般市民に火災予防を講話する際「火災は、万が一であっても発生する。」と言って、注意喚起を促している。しかし、再燃火災に関しては、消防隊が万全な対策をとっているので「発生しない」と思っている。この真逆な姿勢が、結果として、再燃火災の発生に際し「対策」と言えるものがなく、ウロウロしてしまう。「再燃火災対策」などと呼べるものは、現実にはない。あるのは戦術面の「**火災現場撤収時の処理要領**」でしかない。ここでは、まず、再燃火災の周辺を見直しながら考える。

### 1. はじめに

消防活動時に、身近にあるのが「再燃火災」で、誰もが、「あわや」と冷や汗を感じた経験も多いと思う。

残火処理を終え、もうすっかり煙もなく、冷えきった中で「少し臭うな！」と思い、念のために、焼けた火災現場の中を見回っていると、懐中電灯の光にうっすらと漂う「煙」を見つけ、室内の壁を触ると“少し温い！” 隊員を集め破壊すると、間柱に火が残ってい

た。そんな現場経験がある。

また、火災調査時に2階の根太が焼失し、1階に落ちた畳を取り除くと、もとあった1階の布団が赤く燃えていた。そんな火災調査現場の経験も幾つかある。

再燃火災への畏怖は、消防職員に共有されるDNAとなって埋め込まれている。

そのような現場経験があるからこそ、再燃火災の調査に従事する時は気後れがある。同じ仲間の消火活動であり、自分自身もその立場に立って居たことがあるだけに、「何か、ならないものか。再燃の結論を導きたくない。」という思いが支配する。しかし、ここで、曖昧に「不明火」とされるような中途半端な火災調査活動をすると間違いなく、その後に、関係した職員全員が苦く不利な事態に追い込まれることとなる。

本来の意味で、調査担当者の調査力が試される。「再燃火災」の現場だからこそ、心して、客観性と説得性のある火災調査活動をし、「完璧だ」と裁判官を納得させる火災調査書類＝火災鑑定書を作成する義務(信念)が必要となる。

なお、再燃火災は、現場調査を始める“とつかり”は「**同一建物二次火災**」と称される事案である。始めから「再燃火災」とされる現場はないからである。一つの建物で、ほぼ同時に2つの火災が発生し、一次・二次に火災が発生した事案である。始めの火災は一般の火災と同義だが、二件目の二次火災は意味が異なるゆえに、二次火災に力点を置いて、このように称される。

## 2. ある年の再燃火災報道事例

2009年中に報道された「再燃火災」の新聞等の記事を表1に示す。新聞報道の抜き書きのため、これが全部とは言えないし、内容も正確とも言えないが資料して掲載する。

表1 2009年「再燃火災と報道された事例」一覧

場所	一次火災	二次火災	時間間隔	焼損の推移
K市	4月 20時頃	同日 24時頃	約4時間	ぼや >>> 全焼
F市	5月 19時頃	翌日 0時頃	約4時間	①共同住宅 2階 24 ②店舗・住宅 2階 22㎡>>> ②の3階97㎡焼損
G市	7月 18時頃	同日 21時頃	約3時間	①木造 1/0、70㎡全焼>>> 隣棟の ②外壁、③屋根
M市	10月夜	翌日 21時頃	24時間以上	木造 2/0 一部 3Fの 100㎡全焼。>>> プラスチック製衣装ケース
S市	12月 13時頃	同 17時 20分頃	約5時間	耐火 9/0 共同住宅の3階 20㎡焼損 >>> 室内の一部

この中で、F市5月の「再燃火災」が少し大きく報道された。2棟が焼損し、鎮火の4時間後に、再出火して、②建物の3階97㎡(80㎡の報道もあり)焼損している。(その後の報道等が不明で、「残り火(残火不適)」か、あるいは焼損していない1階、3階の「何らかの火源による」ものか、最終的な原因判定は不明。)

また、この中のM市10月やS市12月のように、報道からすると、すでに焼損していると思われる箇所から出火し、新たな損害が発生していないケースも報道されている。

この5例を見ると【夜間の火災】【鎮火後4～5時間】【建物部分焼火災】の3つの条件が「危険要因」となっており、さらに【焼け止まり箇所が確認しづらい】【建物が増改築している】【鎮火後、居住者の生活が継続できる程度の状態であった】などの要件が加わると発生しやすいことがわかる。

### 3. 裁判で争われた事例

#### (1) 再燃火災の裁判例

主な再燃火災裁判として、1970年3月男鹿市、1971年5月長崎市、1971年12月名古屋市、1972年4月盛岡市の各再燃火災の裁判がある。

男鹿市と名古屋市で、主な争点となる判決がなされ、参考となるので、これを取り上げる。盛岡は二次火災の原因そのものが「残り火」ではないと決裁された。

#### (2) 男鹿市の「再燃火災」

再燃にあたって、消火活動をした際に、消火に関する専門的な判断力と責任があれば防ぐことができたか、どうかの「失火責任」が争点とされた。

**事例：**昭和45年（1970年）3月25日 住宅の風呂場の煙突から出火。ボヤ火災。

○一次火災（ぼや）、25日17時50分、

消防職員による鎮火後、さらに、付近住民から消防団員に注水を要請したが、拒否して引き上げた。

○二次火災、26日4時20分頃出火（10時間20分後）、全焼。風呂場の側壁付近からの出火の可能性が高い。

表1 男鹿市裁判経過

地裁	市側、敗訴 S47, 11/10	残り火からの出火	消防は専門家であり消火不十分
高裁	市側、勝訴 S51, 02/05	残り火の可能性が大	過失は認められない
最高裁	市側、勝訴 S51, 09/18	二審どおり	同上

訴えは、①再燃火災であること、②側壁内部に注水しなかったこと、に過失がある、として争い、消防は高度な注意義務を前提としていることから「失火責任法の適用は受けない」として、注意義務上の過失が生じる、とした。

- ・地裁は、「失火責任法」の適用はなく、消防は専門家であり、注意しなければならない義務があることから、その責任を十分に果たしたとは言えず、市（消防）敗訴となった。
- ・高裁は、失火責任法の適用には触れず、二次火災は側壁内部から無炎燃焼により出火したもので、出火箇所の位置等を考慮すると、「十分な注意をしていたとしても防げなかった」ことから民法の賠償責任に附する「不法行為責任がなく、過失があると言えない」として、市（消防）の勝訴となった。最高裁は、高裁と同じ。

1972年11月から争われた裁判は、4年後の1976年9月30日 最高裁で結審した。

（⇒詳しくは、消大編集の「消防関係判例解説」等を参照）

### (3) 名古屋市の「再燃火災」

本裁判では、消防職員の消火行為が、**失火責任法**の適用を受けるかどうか争われた。失火責任法の適用により重過失の場合にのみ責任が生じ、一般的な過失責任を問われない、とする判決が最高裁から出された。

**事例**：昭和 46 年 12 月 25 日 共同住宅の居室の石油ストーブから出火し、鎮火した  
**ぼや火災**。

○一次火災 25 日 21 時 22 分。ぼや火災

○二次火災 26 日 6 時頃（8 時間 40 分後）出火。全焼。

一次火災の原因は台所のガス台付近からプロパンガスが漏洩し、そばの石油ストーブの火に引火して発生した火災であった。関係者により消火器で消火され、消防は住人の火傷によるけが人を病院搬送するなどして、火災調査と残り火の点検をし、消火活動の必要がないと引き上げた。

表2 名古屋市裁判経緯(抜粋)

地裁	市側勝訴 S50.10/7	残り火からの出火	高度な注意 義務あり・重過失なし（失火責任法適用）
高裁	市、敗訴 S52.9/28	再燃と推定	過失が認められる(適用)
差し戻	市、勝訴 S55.7/17	最高裁 差し戻し判決 S53.7/17	重過失なし(適用)

訴えは、①二次火災の原因は再燃火災であること、②(家人が病院搬送されていることから)再出火防止に対して、十分な注意を払わなかった消防職員に過失があること、③失火責任法の適用は消防職員の消火活動には適用されない、として提訴された。

一審は、二次火災の原因は「残り火」であるが、「消防職員も失火責任法の適用がなされるので、高度な注意義務までが求められるものではない」として市(消防)勝訴となった。二審は、「失火責任法は適用される」が、消防職員としての専門的な知識から求められる注意義務を考えると「過失」があったとされ、市(消防)が敗訴した。

最高裁において、「失火責任法」の適用について、国賠法の損害賠償は民法が適用され、その特別法の「失火責任法」もその内容どおり適用され、重過失がない限りは賠償上の責任がないとされた。この最高裁判決が以後の「**再燃火災における責任**」のあり方を定めた。この判決を踏まえ、差し戻し審において、高裁で失火責任法の適用により「重過失にあたらぬ」として、市(消防)勝訴した。

(差し戻審、名古屋高裁 1980 年(S55 年)7 月 17 日昭和 53(ネ)427 号 判例時報 987 号 57p (Web 検索では掲載なし)、消大「消防関係判例解説」、ジェリスト 673-94

## 4. 火災の賠償責任と「失火責任法」

### (1) 火災事件の裁判

火災事件の裁判は、「火災が発生する」ことによる火災損害に対し、その損害(被害)をどのようにして、り災者が補填するかを争う際に裁判が発生する。

一般的には、裁判に至らず、火災保険・共済保険などにより、り災者への損失補償と税制面での優遇措置等が取られ収束する。しかし、近隣の類焼者の場合は、「もらい火」となり、気持ち的にも納まらず、損害が保険支払金以上となる場合などはなおさらで、出火元の建物占有者（火元者）に対して、損害賠償請求をする。この時の適用法が民法 709 条の（不法行為の損害賠償）である。特に、火元者の出火原因が故意に近い原因だった場合や著しく延焼を拡大させるような要因があった場合は、この種の裁判となる。

男鹿の裁判では、「不法行為」の原因となる注意義務が欠如していたこと、により火災が発生したとしている。

ただし、アパートの賃貸借における借借人（住人）により出火した火災の損害賠償は別に扱われる。

## （2）失火責任法

日本は、木造系住宅が多く、密集している地域も多いことから「火災」により近隣への類焼が容易に発生する。その場合、民法 709 条の条文を適用すると、火元者が全ての類焼者に対し「賠償責任を負う」こととなり、たいへんな負担が、日常的に発生することになる。そこで、日本の風土を考慮して、明治 32 年に民法 709 条の特例として、「火災」の責任に関しては「**失火責任法**」[失火ノ責任ニ関スル法律]が制定され、「わずかな注意を怠った（過失）ことによって発生した」火災以外は、賠償請求の対象とならないことになっている。

[火元者は、類焼者に対して「賠償責任はない」が、現在の火災保険の中には「類焼損害特約」がセットされ、類焼者の被害の一部に保険金支払いができるようにし、賠償請求訴訟を事前に回避する保険ができています。これは、失火責任法があっても賠償請求訴訟をする案件が一般化していることによる。法制定時の明治時代と都市構造・建築規制等が大きく異なっており、失火責任法を適用するにはその背景が相違し、火元者が十分な注意を払ってさえいれば隣棟への被害防止は図られたはずと「考えることが当然」と思えるようになってきている。つまり、出火責任法の適用が、制限的に解釈される傾向が普通となりつつある。]

「わずかな注意」とは、実質的に「“故意に近い重大な過失がない”限りは、過失がない・・・」こととなる（東京地裁判決・昭和 51 年 4 月 15 日）。

重過失の分かりやすい例として、「天ぷら油火災は、点火したままその場を離れることから、火災危険の観点から常識的にあり得ない行為され、この場合は、わずかの注意さえしていなかった**重大な過失**がある」とされ、損害賠償の対象となる。

## （3）消防職員への適用

消火活動と言う公権力の行使を行なう消防職員は、国賠法により消火活動に対して賠償請求の対象とされる。その際、再出火に対する出火責任が帰せられる「再燃火災」は、どのような考え方により賠償責任があるとされるのか、が課題となる。

二次火災が「再燃火災」であれば、残火処理が不適切であったことにより再出火していることから、その損害発生責任は消防機関にあり国家賠償法の対象となる。

国家賠償法はその適用に一般法の民法を用い、民法 709 条を適用し、再燃したこと

に対し「**不法行為責任**」の責任を争うこととなる。男鹿市の再燃火災裁判に見られるように、相当の注意を払っても「再出火=再燃」を予見することができなかったとして「不法行為責任が成立しない」として争った。

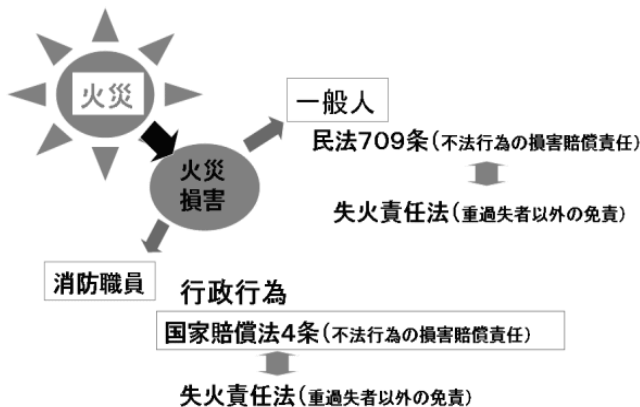
次に、民法の特別法の「失火責任法」が、消防活動に対しても適用されるとすると、消火活動に「**重過失**」が認められない限りは、責任を負うものではないとするものである。これが名古屋市再燃火災での最高裁判例である。

[失火責任法の成立趣旨から見て、一般人に対する法であり、火災時の消防活動はその内容において専門家が行うことからして異なっており失火責任法は適用されない]とされる**疑念**があり最高裁の判断が出された。

これにより、二審の高裁で退けた「失火責任法」に対し、この法律を適用して再度審査することが求められ、差し戻し審において、残火処理の内容には「重過失とされる案件はない」とされ市、勝訴となった。

この判断により、再燃火災の原告は、消防活動において「残り火の処理にあたって、わずかな注意で防げたにもかかわらず、これを怠った」ことを立証しなければならないこととなり、かなり厳しいハードルとなったとも言える。

図1 火災発生後の過失に対する法律適用



昭和52(オ)1379。損害賠償 昭和53年7月17日、最高裁判所第二小法廷判決「……公権力の行使にあたる公務員の失火による国又は公共団体の損害賠償責任については、国家賠償法四条により失火責任法が適用され、当該公務員に重大な過失のあることを必要とするものといわなければならない。しかるに、本件において、消防署職員の重大な過失

の有無を判断することなく、被上告人の請求の一部を認容した原判決(名古屋高裁判決)には、法令の解釈を誤り、ひいて審理不尽の違法があり、右違法は判決に影響を及ぼすことが明らかである……(差し戻し)…」 Web検索-掲載 ⇒消大の「消防関係判例解説」

## 5. 再燃火災対策

### (1) 再燃火災の対策の経緯

再燃火災対策の第一歩は、消防庁「再燃火災対策に関する調査研究会」から始まる。

1970年(昭和45年)の秋田県男鹿市の裁判が最高裁まで争われ、1976年(昭和51年)に結審し。男鹿火災の翌年1971年(昭和46年)に名古屋市で裁判となり、最高裁まで争われ、差し戻し審により、1980年(昭和55年)に結審した。

このように、1970年頃に起きた「再燃火災」の裁判訴訟も、1980年頃にだいたい裁判が終結した。これらの争いを通じて、消防の消火の責任が明確となったことから、1979年(昭和54年)3月に消防庁内に「再燃火災対策に関する調査研究会」が設置され、

翌 1980 年 9 月に示された調査研究会の報告書「再燃火災防止対策」が、以後の消防機関の再燃火災対策の基本となっている。

(この報告書は翌年、「再燃火災防止対策マニュアル」として市販されたが、現在は絶版)

## (2) 報告書の内容(概括)

この報告書の中で、大きく次の 4 点が再燃火災防止対策として提示された。

### ア、用語の意味を統一

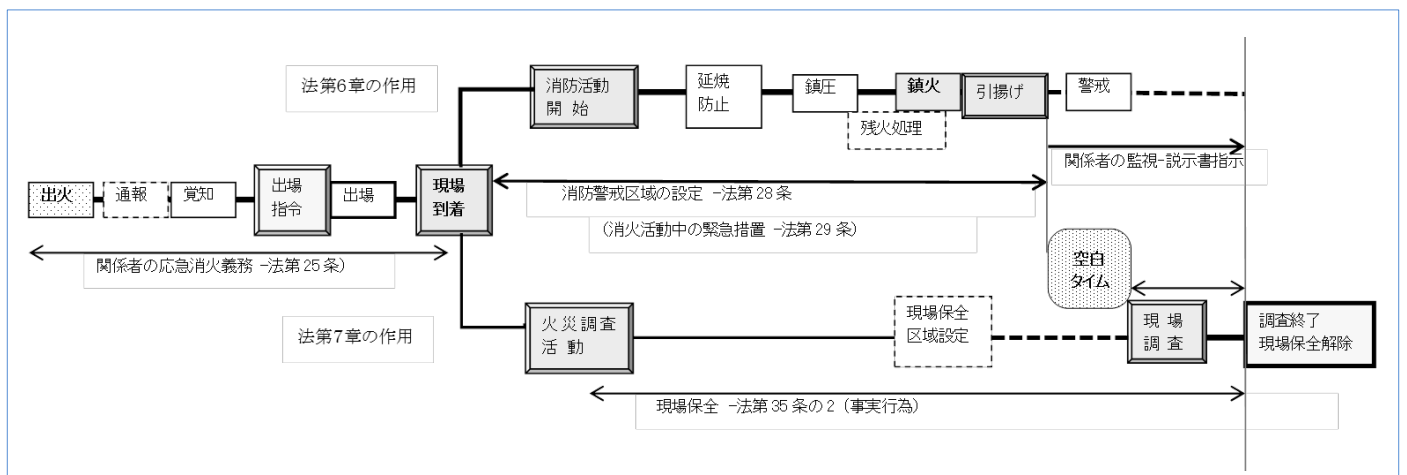
「鎮圧」と「鎮火」という言葉の使い分けを明確にし、「鎮圧」により火勢を制圧し、ほぼ消し止めたこと(有炎現象の終息)を、そして、その後の「残火処理」活動により、「再燃の恐れがない」と判断される状態を「鎮火」として定めた。これにより、「鎮圧」から「鎮火」までの時間的ゆとりを確保し、徹底した再燃防止対策を執れるようにした。(「鎮火」の正しい意味は、後述する。)

### イ、指揮体制の制度

従来から、消防活動現場の指揮という言葉が多用されていたことから、現場最高指揮者を明確にし、その者が鎮火の判断をすること、残火処理等の指揮と合わせて、指揮体制の考え方を取り入れた。

火災原因調査の証拠保存についても言及し、ややもすると、「残火処理の徹底と称して」無用な破壊や焼損物件の移動をすることがあるのを止め、焼け止まり箇所の写真撮影にも考慮することとした。

図 2 火災現場管理の時系列(全体)



### ウ、「残火処理チェックカード」の作成

残火処理と言っても、漠然としていたことから、「残り火」の残り易い箇所・物について、残火処理基準とチェックカード方式によりこれを防ぐようにすると定めた。

### エ、説示書の作成と交付

現場引き上げ時の関係者への「説示」とその書類(説示書)の交付を定めた。

## (3) 火災活動の法的関係の時系列

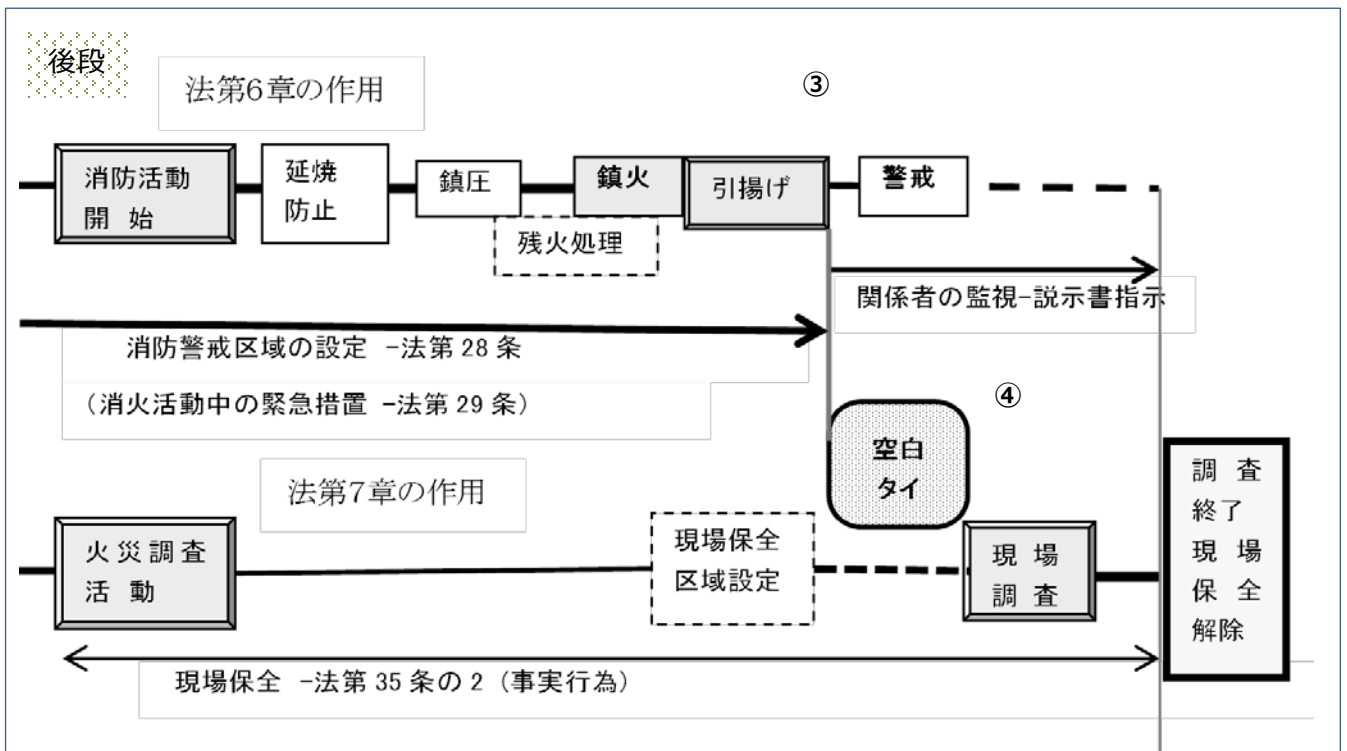
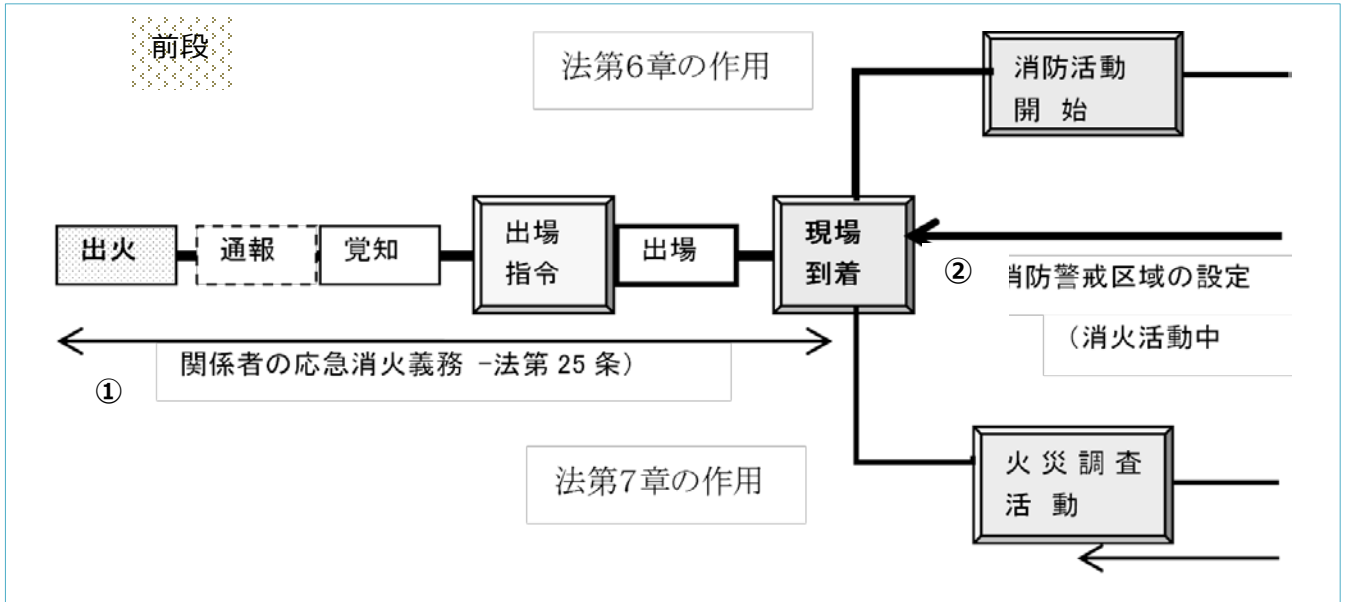
報告は、一連の消防活動の流れに沿って、監視等に関わる法的な位置づけを提起し

ている。その時系列の図を私なりに手直したのが次の図である。

( 報告書フロー図は、現場到着から火災調査終了までの全ての期間を、「火災調査活動」も含め法第 28 条 (警戒区域) の適用としているが、第 6 章と 7 章は、異なる次元であり間違っているので、訂正した。また図中の「空白タイム」は報告書にはなく、書き込んでいる。)

全体は、前ページ図のようになる。次に前段部分と後段を説明する。

- ① 出火、通報、から消防隊が現場到着までは、関係者の**応急消火義務の責任対応**となる。





② 消防隊の現場到着と同時に「消防警戒区域」として**消防隊の管理下**に置かれる。現場到着と同時に火災調査に着手するが、これは消防機関に課せられた責務でしかなく現場の私有財産等を制限するものではない

③ 消防隊の鎮火・引揚げにより「消防警戒区域の設定」は**消滅**する。

④ **現場調査**が始まると、消防と警察の合同調査現場の対象として「**証拠品の保全**」に基づく監視下に置かれる。立入検査権の範囲内の保全行為となる。

このため③と④の間隙に行政行為の狭間（はざま）として「**空白タイム**」が発生する。

引き揚げ前から現場調査が始まると「空白」は発生しないが、行政調査としての「火災調査活動」は、相手側の承諾を要し、現場見分は昼間に行うべきものとされることから、夜間に「鎮火し、引き揚げる」と、必然的に翌朝までの間「空白」が生まれる。

現在、多くの消防本部は、この「空白タイム」に焼け跡の現場「警戒活動」として、一定時間間隔（あるいは継続）でポンプ車による「見回り」を実施することが多い。つまり、消防活動の終息と火災調査実施までの「時間（空白タイム）」があることが「再燃火災」の責任を問われる一つでもある。

そして、この「空白タイム」を説示書により明示して、関係者による責任の対象範囲としている。

〔なお、報告書を読んだことも、見たこともない人も多いかもしいが、これらは、全ての消防本部の警防規程、同要綱に取り入れられている。Web 検索で「再燃火災対策」と入れると、各消防本部に「これらの文章と説示書、チェックカード」がまったく同じスタンスで出てくる。〕

## 6. 「再燃火災」のとらえ方

### (1) 再燃火災とされる判断

「それは火災」として扱える対象か？」が、まず判断される。

「消防活動における再燃火災」は、二次火災の出火原因が消防活動時の残り火の不適切な処理が**原因**となり、一次火災とは異なる**損害が発生**した場合にだけ適用される言葉です。

それには、まず、「**同一建物二次火災**」として「火災扱いされるかどうか」の判断が必要となる。

つまり、その出火は「**火災**」となるかどうかの判断を必要とする。

往々にして「再燃火災」の言葉だけに踊らされて、再出火した火災を「火災件数」に扱われるか、検討されていないで嬉々として「再燃火災」としているケースが多くある。

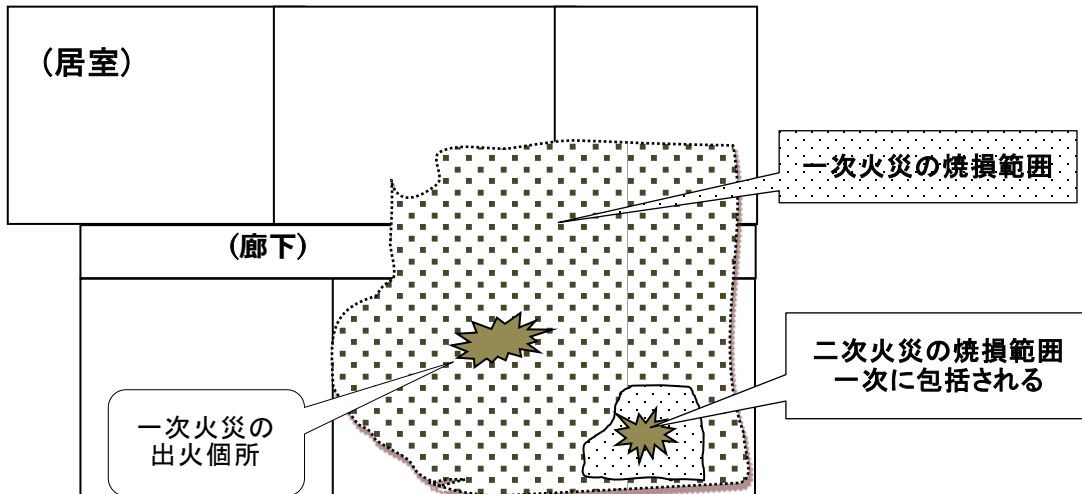
これは、報道関係者がこの仕組みを理解せず一方的に「再燃火災」と決めつけ消防活動に非があるかのように仕向ける姿勢があり、それに同調する軽薄な職員もいることである。

「火災として扱われる」ために損害調査上の解釈に沿って考える必要がある。

例えば、一次火災の焼損物件である「燃えた蒲団」を、消火後に 119 番通報してから、屋外に出したところ、再出火した。これを 1 次火災とは別に、再燃火災として 2

件で計上することはない。移動した場所で新たな損害が発生していなければ1件の火災件数である。このようなあたり前のことを、2件の火災として考えてしまうことにより、「再燃火災」の考え方が混乱することとなる。

図5 二次火災の焼損物件の確認



一次火災と二次火災の関係を図5に示す。「一次火災の焼損範囲内」で発生した再出火が、その焼損部分の「二次火災の焼損範囲」が一次火災のそれに**包含される**ならば、二次火災は「焼損物件がない」こととなり「火災」として扱われない。二次火災そのものが存在しない。

一次火災の焼損範囲内で、発生した二次火災は、「再出火」ではあるが、「再燃火災」と言うべき「火災」ではなく、火災そのものの定義に該当しない。

火災とは「焼損物件」が認められて、初めて火災件数とされる。このケースの二次火災は、新たな損害を何も発生しておらず、火災とはならない（火災計上されない）。

#### 二次火災の考え方

再出火により、一次火災で計上された損害以外に新たな損害が発生していない火災は、「火災」として扱われない。

二次火災の焼損物件の確認されない場合は、一次火災の焼損物件に対する「危険排除活動」となり、一次火災時の残火処理に引き継ぐ消防作業となる。

#### 事例を取り上げる。

山火事などは、鎮火報を入れてから数日後、その現場から再度、発炎することがある。しかし、これらは「火災件数として扱われない」。また、鉄骨造の工場では火災により支柱の鉄材が溶融し、機械や屋根の下部に残り火が残ることがあり、翌日発炎することがある。さらに、燃えた物の材質（例えば、ロール紙パルプ、集積されたタイヤ、草木の堆積物など）により、消火水の浸透と冷却効果が低減され、鎮火とさた後に再出火することもある。

これらをまとめると次のケースの火災現場で、再出火が起こり得る「現実」があるが、二次火災とされない現場環境となる。

- ① 山火事や広大な倉庫など、全ての焼損区域をくまなく残火処理することが人的・物理的に不可能される火災現場。
- ② 建物倒壊危険や倒壊している建物内の焼損区域は、消防隊といえども進入困難な場所があり、鎮火後に、しかるべき安全処置や道具・機械、照明等の投入により確認される火災現場。
- ③ 燃えた物がその材質や形状の特性により消火水では、完全消火に至ることができないと認められる火災現場。

このような現場であっては、昔から、全体の焼損物件を包括的にとらえて確認し、損害計上し、再出火しても概ね消防力の支配下にあり、火災を再計上する「愚」を防ぐことができ、社会的な安定の要請から「鎮火」判断を下すことが優先される時に「鎮火」と判断されてきた。鎮火とは、常に社会的な要請をその基本としている。もともと火災そのものがきわめて社会性の高い事象であるからである。(いたずらに鎮火時間をダラダラと伸ばすものではない。消防本部によっては、再出火を危惧するあまり、焼損範囲をとらえる意味を理解せず、数日以上に渡って「鎮火」を判断しないと言う、社会的認識の低い消防活動をする所もある。)

この混乱の原因は、再燃火災防止対策のマニュアルが誤った解釈をしていることによる。

マニュアルの「鎮火」の定義は「・・鎮火とは、火災現場の最高指揮者が再燃のおそれがないと判断したこと」としていることは、**誤り**となる。

正しくは、「鎮火とは、火災現場の最高指揮者が再燃（再出火）により、火災の発生するおそれがないと判断したこと。」である。つまり、新たな損害が発生しない限りは、火災件数として計上されるものではなく、危険排除作業の一つで、再燃火災とはされない。その意味で、実際の火災現場の態様に沿って「鎮火」の定義を変更されるべきである。

[当初、再燃火災が検討された際に、再出火が発生する火災現場の多様性を十分に認識せず、かつ、火災件数の取扱いの知識を欠如させたまま、「再燃」と言う言葉尻だけをとらえて、再発防止策が前のめりで検討されたために生じたものと思われる。]

必ずしも「鎮火」は、火源の全ての消滅（再燃=再出火）を意味するものではなく、新たな火災損害を鎮火後に発生させるような「**火災の発生がない**」状態に至る判断であると再定義する必要がある。

火災の消火活動は、千差万別の状況を有する現象であり、必ずしも、当該消火活動に従事した消防隊により、全ての火源を消滅させることはでき得ない。そのような作業は、不可能なことで、その危惧も含めて「焼損範囲」を決定することにより「鎮火」を下すことが、従来からの消防活動の常道として来ている。

ただし、この場合、鎮火した火災現場で燃えた物から「再出火」したことにより社会不安を惹起させた指揮者としての判断上のミスは発生する。これは、燃えた現場において、消防隊が引き揚げた後に、消えたはずの建物から「発煙し、燃え上がる」とすれば、近隣者が不安を感じるものであり、消防隊としての責任はある。

再出火が予想されそうであれば、監視警戒を強化してその際には手際よく消火（危険排除作業）を実施することしかないと言える。

しかし、この近隣者の不安感の責任論と「再燃火災」の消防責任とは次元が異なる、と言うことは理解すべきである。つまり、「再燃火災ではない」と言う立場を堅持してほしい。

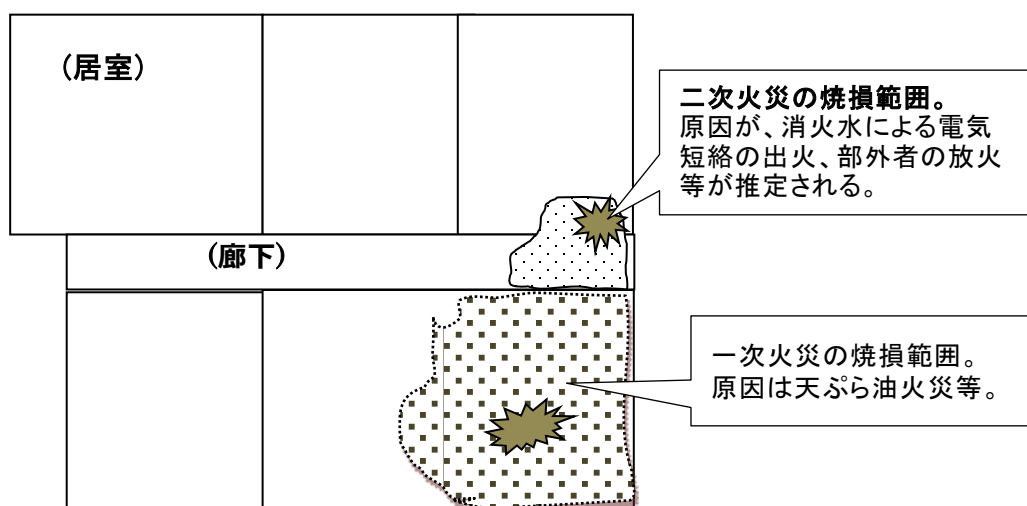
## (2) 再燃火災とされる判断

- 他の出火原因の全てが否定されるか。

一次火災と二次火災の焼損範囲から、別件の火災として扱い、同一建物二次火災となっても、二次火災の出火原因が、一次火災の**残り火である**ことを判定する必要がある。

例えば、図6の事例のケースで「一次火災時の焼けどまり付近の天井裏に念のため放水した消火水が天井の電気配線接続ボックスに入り、時間の経過により接続箇所の絶縁が低下し短絡出火した。このケースでは、二次火災の焼損は天井裏の接続ボックスから燃えていることが推定される。」或いは、「火災後に家人が居ないことから、1階居室の窓を壊し、居室を物色後、廊下に放火したものと推定される（火事場泥棒）」などの他の火災原因があり得ることである。警察との合同調査により判明する場合もある。この場合、当然「再燃火災」とはならない「別件の火災」となる。

図6 二次火災の原因



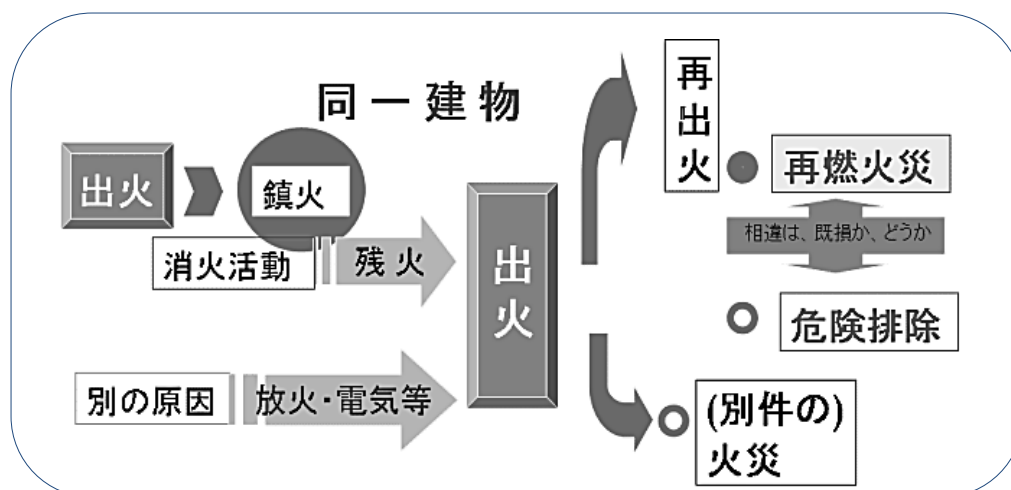
## (3) 再燃火災に至るまとめ

「再燃火災」の定義を明確に

前(1)の「他に損害がない」、(2)の「他に原因がある」、この2つのケースは「再燃火災」ではない。しかし、これらの場合も再燃火災と言われるケースがあり、消防職員でも勘違いしている人がいる。「同一建物二次火災」が、消防活動による「再燃火災」

とされるには、最低限、この2つはクリアーした上で検討・議論すべきである。

図7 同一建物二次火災の判定要件別の区分



(4)再燃火災時の「鎮火の誤認」と言われる意味合いは、どのようなものか。

前(1)「火災とされない再出火の事象」において、「火災でない」ことからすれば、一次火災の延長としても捉えられ、損害が発生しないゆえに「鎮火の誤認」とされる。誤認したことにおいて「行政上の責任」が問われるが、火災現場状況の制約上から引き出される鎮火時間の変更でしかなく、損害賠償の問題や社会的な感心を引く事案とは言えない。

ただし、「再燃火災」と定義される事案に対しては、鎮火の誤認は起こりえない。残火により新たな損害を発生させた再燃火災を「鎮火の誤認」として扱うと、鎮圧以降の全てにおいて「消防法第6章」に定める法的権限がその建物に行使されていることになる。

図7に示すように、同一建物での二次火災は、出火原因として「残火」と「他の原因」が考えられる。次に、出火したことに對して、焼損範囲が一次火災の焼損範囲外に拡大していれば、再出火の①「再燃火災」、焼損範囲内であれば②「危険排除」活動、原因が別であれば③「別件の火災」となる。

であれば、なおさら、再出火時の鎮火の誤認は、「再出火」に對する全ての責任の所在が消防機関に歸することになり、説示書の意味もなさなくなり、二次火災の「火災調査」そのものが始めから否定されてしまう。

つまり「鎮火の誤認」とれるケースは、火災とならない危険排除により処理される1件の火災の中で処理される再出火に限られる。それ以外では、鎮火の誤認はない、と言える。

## 8. 再燃火災の火災調査



図 8 再燃火災時の報道発表後の記事  
て、公的な説明をする必要がある。

### (1)再燃火災の発生

再燃火災は、通称「同一建物二次火災」と言われ、二次火災の出火原因は別にしてもそれだけで「社会的な事件性」を持ち、捜査機関では概ね都道府県の捜査課・鑑識課の本部扱いとされ、新聞等報道機関もニュース性があるものとなり、慎重な対応を要求される。

つまり、「再燃」した火災であるかどうかは別にして、「同一建物二次火災」に対処するには、出来る限りの人手により「判明している資料（時間経過、わかる範囲の損害程度）」を早期に作成し

この場合に、二次火災の出火原因は「調査中」で、消防隊の引き揚げ時の状況は、定められている手順に則って残り火の確認をしたうえで、現場指揮者が鎮火を判断して引き上げたこと、引き揚げ時に関係者に「説示書を交付」したこと、などの判明していることは説明する責任がある。しかし、質問に対しては、性急に回答でき得ないことから、憶測は避け、回答を留保することが一般的である。

### (2) 火災調査体制

現場を知り、現場慣れした者を主軸にして、できる限り多くの人員を配置し、任務分担を明確にして対応させる。また、現場と本部との「連絡員」を必ず設置する。

二次火災の出火原因に**焦って**飛びつかないこと。意識が「二次火災の出火原因」に向かいがちとなるが、淡々と、一次火災から二次火災へと調査していく。

### (3) 火災現場で見る風景

現場では便宜的に火災を「①火災」と「②火災」とする。

この際に、①火災と②火災の出火箇所が判断できるようにできるだけ詳細な見分調書と写真を作成する。①火災の出火箇所が判定されるような見分を進める。次に②火災の出火箇所を判定しうる部分の見分をする。

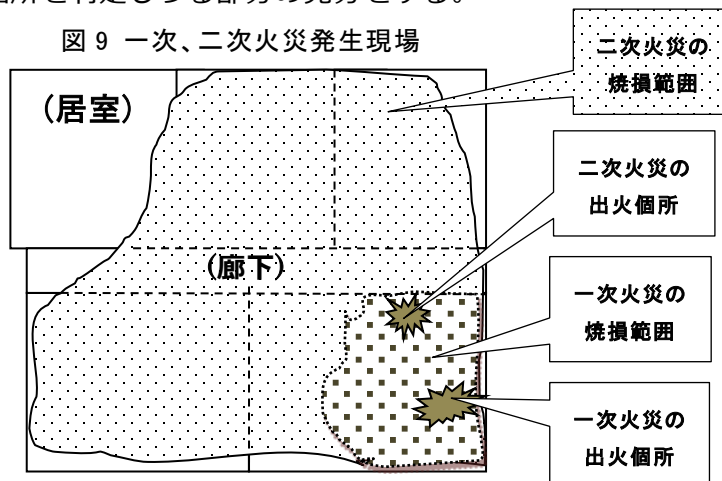


図 9 一次、二次火災発生現場

火災後に火災調査が実施される。

焼損範囲は、各居室と廊下の焼損が見分される。

実況見分調書は、2つの火災だが、一つしか作成されない。

現場活動は、まず、一次火災だけを確実に調査し、その後、休憩をはさんで、二次火災の調査に着手する。

現場活動と並行して、出場した隊長から、「①火災」鎮火時の焼損範囲にかかわる事項と「火災出場時の見分調書」を記載してもらおう。できる限り、時間とその時の状況を記載する。隊員が見ている場合も含めて、当該部隊の隊長が指揮者の立場で、見分調書として記載する。

特に、当該火災の最高指揮者（隊長）の「火災出場時の見分調書」が必要とされる。

事後、「各隊長の活動報告書」も再燃火災防止対策を講じたことを含めて記載することとなる。初期の火災調査段階の書類は、重視して作成することが望ましい。

#### (4)一次火災「①火災調査書」

実況見分調書は、一つのみ作成されている書類を添付、利用する。

指揮者、各隊長の「火災出場時の見分調書」を用いて、原因判定書に「本火災の焼損範囲」と題する記述を入れ、「一次火災の焼損範囲」を決定する。

実況見分調書と関係者供述書から、一次火災の出火個所の判定、次いで、出火原因・経過・着火物を判定する。あわせて「損害額評価」を行う。最終的には、二次火災と一次火災の引き算の損害額が支払われるので、消防による損害額算定を明確にしておく必要がある。

#### (5)二次火災「②火災調査書」

実況見分調書は、一次と同じ。

一次火災の火災調査書と同じスタンスで、「二次火災の焼損範囲」を決定する。この際、一次火災の「焼けどまり箇所」がどのような状態であったかを説明できれば、見分調書・供述調書を引用して説明する。基本的に「焼けどまり」箇所から**出火**していることが多く、この部分の判断は、残火処理の作業と重なって問題となる。二次火災の出火個所の判定は、できうる限り緻密に論理的客観性に基づいて記載する。出火個所の判定と出火時間が、後日に覆（くつがえ）ると難しくなる。

（二次火災が「再燃火災」とされる時は、早々に、公表して、説明することが求められる。）

## 9. 現場で見る「残火処理のポイント」

### (1) 大量の可燃物

写真1 大量の焼損物



火災現場の鎮圧後の焼損物件は、今や「大量にある」のが一般的だ。この部屋のどこに、こんなにも多くの「物」があったのだろうか、と不思議に思うほどに、実際の火災現場には大量の堆積物がある。

とび口でガサガサやって、除去できる「量」ではない。が、根気よく動かして、注水をする必要がある。特に「布団類」は最も注意を要する。今や「残火処理」に膨大な時間を要するのが消火活動となっている。

### (2) 床抜け箇所

写真2 床抜けの現場調査



2階床が落下していると、2階の畳が落ちている。この下に1階の家具類や布団があると、残火処理はたいへんな労力を要する。

水をたっぷり含んだ畳が、簡単に動かせるものではなく、数人で、汗だくになっての仕事になる。が、これを移動しないでいると、畳の下には水が入らないので「残り火」となる。真冬の夜中に、

残火処理でこれらの作業を継続して行なうのは、実際は「たいへん」な作業となる。

**「燃えたと思える布団は外に出す」**という簡単な言葉だが、予想外の困難が多い。

2階は、床抜けのために、十分な残火処理が難しいことがある。「安全管理と残火処理」は消防にとって表裏の関係だ。根太や梁などの強度を頼りに足掛かりし、安全ロープによる落下防止策をして放水する。この場合は、「再出火することもあり得る」ものとして、翌朝、明るくなって、渡し板等を調達の上で、「危険排除作業として対応する」ことも指揮者の技量と言える。

### (3) 見落とされやすい押入れの延焼部分

押入れ上段は、内壁をはがすと強い焼けが現れる。

木造建物の上階への延焼経路は、「押入れ」が多い。壁との



写真3 押入れの延焼経



間隙による小屋裏へのトンネル効果と押入れ床板等の燃え易さなどから、必然的に延焼経路となる。同時に、残り火が滞留しやすい箇所となる。

燃え上がりの経路だけではなく、下階への**燃え下がり**も見落としての箇所となる。

この左例は、天袋扉が閉まったままだと見過ごされる場面である。2階の焼損が1部屋程度の部分焼火災の時は、特に、下階への延焼まで気づきにくいことがある。



写真4 天袋の燃え下がり焼損状況



写真5 室内の壁間の残り火

室内の内壁が石膏ボードのケース

1階だけが燃え、消火すると、2階を見回っても内壁の石膏ボード繊維壁紙貼りに阻まれて、焼けや変色がまったく現れないことがある。しかし、この例のように壁間が延焼して、筋交いと胴縁の交叉部に「残り火」が滞留している例もある。

(多くの消防本部が用いる残火処理要領やチェックカードは、現実の火災現場ではこれらの全てをクリアすることが実際難しいことから、再燃火災となった際に、逆の意味で「不作為」の証とされる恐れがある。)

## 10. まとめ

### (1) 再燃火災の落とし穴を避けろ

既に、記載したように現行の「鎮火」の用語が「・・・再燃の恐れがないと判断した・・・」こととなっている定義の間違いにより無用な再燃火災を作り上げている。

再燃（再出火）しても二次火災による新たな焼損がない限りは**再燃火災ではない**にも関わらず、「再燃した」ことだけで判断ミスとされ、指弾される状況を作り出している。

現実的にあらゆる火災現場(場所的・時間的・気象的に見て)の中で、焼損範囲内或いは焼損物から再出火を予見し、防ぐことは「不可能なこと」であり、だからこそ「焼損範囲(物)」を特定している。その中で再出火しても「焼損物」が燃えた物であれば、火災損害は発生せず「火災」として計上されるものではない。このあたり前の論理を理解し、「再燃」と言われた時に実質的な「再燃火災」とされるべき対象なのか、をまず判断して対応すべきである。

次に、二次火災の出火原因が「再燃」と推定されるまでは、正確な火災調査活動を

淡々と実施する心構えが必要です。

失敗を取り繕うケースとして、「残火処理チェックカード」を冬場の夜間現場で作成していないのに、事後的に作成し、結果的に「虚偽文書作成」の落とし穴にはまる場合や、残火確認として焼損していない寝室の「ベッド脇の壁を手で触れて確認した」と言う確認作業を消防活動報告に添付して「あり得ない行動」として指弾される場合などがある。

## (2) 再燃火災の発生にはいくつかの要因がある

これもすでに記載しているように、①**火災**が部分焼火災など比較的限定された火災が多く、り災者の生活、営業等を考慮し、無用な注水や破壊を避けようとする気持ちが働くようなケースである。

そして、往々にして「説示書」が交付されていない。

**「夜間又は真夜中」「冬場、降雨、積雪」などの条件が悪い時が多い。**

新築建物の場合、壁が大壁構造でボード貼りのため壁間に残り火があっても臭い、煙等が分かりづらいので「壁間を確認する」という行為が必要です。

次に増築により屋根や部屋を増やしていると既存の屋根、壁との隙間があり、この部分の確認が難しい。

また、火災の死者が発生している場所(焼死体の付近)の注水がやりづらいのでその下部付近は注意が必要となる。

布団の再燃は**6時間を超える**ケースもあることから翌日の「火災調査時」に再燃チェックを励行する必要がある。火災の認識不足として著しいのは、火災調査実施後に「再出火」しているケースもあることです。それまでの火災調査の経験がまったく生かされていないことにある。

「機械・器具類に頼るな！」消防隊には、非接触温度計・熱画像直視装置などを装備している。これは、小屋裏など人が入れない箇所の確認には、重宝な機器類で、このツールを用いて残火処理の確認をすることとなっている。それはそれで、大いに活用しなければならないが、やはり、人の触った感じ・臭い・薄い煙に対する視聴覚にはかなわないものがある。検索箇所の大部分が水に濡れていることもあり、温度計器類はその表面温度を拾ってしまい、ボード貼りの裏側や畳の下などは検知されない。自分の目で確かめるクセ(習慣づけ)が一番かなと思われる。

## (3) 建物構造の見極めも大事なポイント

火災による延焼経路が、複雑になっている。これは、古くは、木造系住宅は、柱を1階と2階で通し、1階の形状が2階とほぼ同じであることが普通で、ゆえに、1階の押入れの上に2階押入れがあり、延焼経路的には、分かりやすかった。が、今は、柱に鉄柱や合板組柱を使用し、1階と2階の間取りが大きく異なる現場が多くなっている。例えば、1階は、広々としたリビングであるが、2階は細かく部屋割りされ、通し柱がまったくないケースもある。このような建物では1階から立ち上がった「火」が2階の床下全体を這ってから屋根の小屋裏へ向かうので、外壁との壁間を含め各部屋間仕切り壁間など、様々な箇所で立ち上がりが生じることから、残り火の確認が難

しくなる。

逆に、耐火造建築火災は「再燃火災」の事例が聞かれないにもかかわらず、極めて過剰と思われる放水と破壊がなされるケースもある。建物構造に適合した消火のプロと言えないような鎮火後の現場も見かけることがある。

#### (4) 結語

消火活動の現場では、「鎮火の判断を下す時は、小規模火災であっても“再燃火災を意識する”ことが一番の予防」となる。

#### 参考資料

- (1) 消防大学校編集「消防関係判例解説」
- (2) 群馬弁護士会著「火災の法律実務」
- (3) 逐次解説「消防法 第5版」
- (4) 森本宏著「判例から見た消防行政責任論」
- (5) 石毛平蔵著「裁判例に見る消防活動と責任」
- (6) 木下健治著 東京消防「Q&A で学ぶ 消防と法律」
- (7) 消防庁・再燃火災防止マニュアル

(以上)

Y.Kitamura